### PICK UP 軽自動車税の税額が変更されます

問 役場 税務課 課税管理係 内線2123

税制改正により、軽自動車税の税額が変更されます。

#### (1)原動機付自転車および二輪車等について

平成28年度から原動機付自転車および二輪車等については、以下のような税率が適用されます。

車種区分		税	率
		平成27年度まで	平成28年度から
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超~90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超~125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超~250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

### ②軽四輪車等について

平成27年4月1日以降に新規登録した車両と、車検証に表示されている初年度検査年月日から13年 を経過した車両について、以下のような税率が適用されます。

		税  率			
車種区分		平成27年3月31日	平成27年4月1日	初年度検査年月日	
		以前に新規登録	以降に新規登録	から13年経過	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗 用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円	
	乗 用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円	
	貨物用(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円	
	貨物用(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円	

<sup>※</sup>平成28年度の「初年度検査年月日から13年経過」については、初年度検査年月日が平成14年12月 までが対象車になります。

# ③軽自動車税のグリーン化特例について

平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に新規登録した対象車両には、平成28年度の税額が以 下のように軽減されます。

## ■軽乗用車

対 象 車	内 容		
電気自動車及び天然ガス自動車	税率を概ね75%軽減		
(ポスト新長期規制からN0x10%低減)	7九十二年19人4日1070年上79人		
平成17年度排出ガス基準75%低減達成車	税率を概ね50%軽減		
かつ平成32年度燃費基準+20%達成車			
平成17年排出ガス基準75%低減達成車	税率を概ね25%軽減		
かつ平成32年度燃費基準達成車			